

改正

平成21年3月18日告示第21号
平成24年3月28日告示第33号
平成25年3月21日告示第41号
令和6年3月19日告示第44号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、佐久市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の組織)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長の指名する職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (8) 長野運輸支局長の指名する者
- (9) 長野県知事の指名する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、交通会議の運営上必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の総意をもって決する。

4 交通会議の会議は、公開とする。ただし、会長は、会議の円滑かつ公正な運営に支障があると認めるときは、会議に諮り、公開としないことができる。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 交通会議に、必要に応じ、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、幹事長及び幹事は、委員及び市職員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

3 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

4 幹事会は、交通会議が付託した事案又は交通会議に付議する事項で、あらかじめ研究若しくは調

整を必要とする事案について調査及び検討を行う。

5 幹事会は、前項の調査及び検討のほか、交通会議の協議事項のうち、交通会議が委任する軽微な事項について決定をすることができる。

6 前条の規定は、幹事会の会議について準用する。

7 幹事会は、第4項の調査及び検討の結果並びに第5項の決定の内容を委員会に報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、環境部生活環境課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月18日告示第21号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日告示第33号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日告示第41号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月19日告示第44号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。